

広島市障害者施策推進協議会（平成 24 年度第 3 回）会議要旨

1 会議名

平成 24 年度第 3 回広島市障害者施策推進協議会

2 開催日時・場所

平成 24 年（2012 年）9 月 6 日（木）19：00～21：00 広島市役所 2 階講堂

3 出席委員（17 名）

間野会長、堀田会長職務代理、浦邊委員、奥田委員、落合委員、金子委員、古池委員、後藤委員、榊委員、田中委員、中神委員、中川委員、西川委員、濱田委員、船津委員、山中委員、和田委員

4 事務局（14 名）

健康福祉局長、障害福祉部長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、人事課長、物品契約課長、市民活動推進課長、保育園運営指導担当課長、こども・家庭支援課長、障害児支援担当課長、経済企画・雇用推進課長、中区保健福祉課長、特別支援教育課長
（各役職については代理である場合を含む。）

5 傍聴人

0 人

6 議題

(1) 議題：新たな障害者基本計画の個別施策（施策の柱 5～6）の検討について

7 会議資料

新たな障害者基本計画策定に向けた検討資料

(1) 議題：新たな障害者基本計画の個別施策（施策の柱 5～6）の検討について

資料により、概ね施策の柱ごとに説明を行い、その後、委員から質問を受け、事務局が答える形で進めた。

【IV〔施策の柱 5(1)〕について】

資料の IV〔施策の柱 5(1)〕（P56～P58）を事務局（障害福祉課長）から説明した。

（間野会長）

はい、それではまず療育の充実ということで障害の早期発見体制の充実を療育体制の充実ということに関してまずご意見頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

(奥田委員)

58 ページの療育体制の充実の所でご質問させて頂きたいと思いますが、次期計画における施策の方向性の 1 番目に職員の専門性を高めるための研修などによりというのがありますよね。この研修についての主な事業・取組はどれに当てはまるのでしょうか。

(障害児支援担当課長)

こども療育センターを中心としたということを書いていますので、全体的なお話ということではないんですが、こども療育センターでの職員の専門性を高めるための研修という意味でご説明をさせて頂きます。主な事業の中には書いてございせんけども、療育センターの方では職場での療育研修でありますとか外部に職員を派遣しての研修等を行いまして職員の専門性を高めるために研修等実施しております。また、療育センターの中で外来療育教室というものを開催しております。その中で保育士、あるいは専門スタッフの療育の現場を外部の方に評価をして頂いて、それによって療育の専門性を高めようというような取組も合わせて行っております。

(間野会長)

僕も思ったんですけど、方向性で書かれている事に沿って主な事業・取組が書かれているかどうかというのは、どうもしっくり来ない所がままあるように思います。主な事業・取組に取り上げるほどのことでないものであれば、もう一度そこに書くのはちょっとおかしいんじゃないかという気がしますし、その辺りの整合性は是非たたき台を作る中でよく精査をして頂きたいと思います。

(金子委員)

58 ページの療育体制の充実について質問したいと思います。個々の子供の障害に応じた適切な支援を行える療育体制を整えるというのがあるんですが、作業療法がどの障害を持つ人にも有効な療法で、小さい、幼い子供の方が効果はあるということが出ておりますので、その辺りの作業療法とかは整備がどの位整えられてきているのかということをちょっと質問したいんですが。

(障害児支援担当課長)

こども療育センターでの作業療法ということになりますけども、作業療法は金子委員が言われるように有効だというようなお話をお聞きしております。例えばドクターの診察の中で作業療法が必要だということであれば、そういった指示のもとに作業療法をやっております。療育センターで申しあげますと、3 センターございますけども、今年の 4 月現在で作業療法士が 6 名配属しておりますので、この 6 名のスタッフで医師の指示による療法でございますとか、各園での作業療法に関することに対応しているという状況でございます。

(金子委員)

今 6 名とおっしゃったんですが、6 名が順番に週に何回かということじゃないんですか。

(障害児支援担当課長)

個々の子供たちに対しての療育の回数という所は把握しておりません。今申し上げたのは、今事業団の方で指定管理をやっているこども療育センターに配属している職員数が 6 名ということでござ

います。

（金子委員）先ほどもお話ししましたように、非常に数が足りていないので療育センターに常時配置していただきたいなというふうなことを思います。それから特別支援学校や公立小中学校を巡回する専門チームにも作業療法士さんを入れて頂ければというと思っています。できるだけ早い時期で対応をしっかりとすることによって子ども達がきちんとした土台の基礎作りが出来て、その上に積み重ねていくというふうなデータも出ています。

（田中委員）

58 ページの左側の所の現行計画に基づく主な取組状況等で、需要増大が想定される小児精神科医を養成して欲しいというのがあります。前回のときにも発達障害のあたりで小児精神科医の配属というのをお願い致しましたが、すでに取り組んでおられるのでしょうか。窓口で障害の発見にはどうしても小児精神科医の診断がいりますし、特に発達障害の方には即治療が必要です。今でも3ヶ月待ちという話を聞いておりますが、1つはこの養成のことを盛り込んでいただきたい。また、小児精神科医というのは全国的にも少ないらしいんですが、例えば既存の精神科医が小児精神科を学んで頂いて小児にも窓口を広げて頂くという、そういう取組もあってもいいのかなと思っております。精神科を子ども、若い方なんかが探すのはとても大変な状況にあります。現行はどうなっているのかお訪ね致します。

（子ども・家庭支援課長）

現在私どもがやっていることとしましては発達障害児を早期発見するために、今年度は小児科医等を対象とした発達障害に関する研修会を開催することにしております。その他に小児科等で気付かれた場合に、保健センターの方につないで頂くということが望まれますので、小児科医で保健センターや療育センター等の連絡先を記載したリーフレットを配布するということにしております。今のところはそういう形で小児科医との連携を図るという取組を進めていまして、これにつきましては来年度以降も継続して実施していきたいと考えております。

（間野会長）

医療と福祉ということで、どうもその辺の連携っていうのは難しいというのはよく言われてるますので、その辺のことも調べて頂いて、何かこれを進めていくいいアイディアとか計画が盛り込まれるといいなと思いますので、その辺の検討をしたいと思います。それから、はいどうぞ。

（濱田委員）

この計画の中に高次脳機能障害の小児に関しての文言が一言も入っていないと思うんですが、実は最近子どもさんが大変増えております。で、国の方も取組を始めたところですし、広島市が全然ないというのも当然のことかもしれないんですが。就学前健康診断の事前アンケートとかっていうのがあると思うんですが、そちらの中の文言に事故にあったことがないとか、転落とかですね、頭の怪我をしたことがないとか、脳腫瘍とかの手術があったことはないとか、早期発見の意味でそういう文言を入れたアンケート調査を行ってまずは家族の方が気が付くということを進めて頂きたいと思います。発達障害の方の精神科医の話がありましたが、小児科医で高次脳が分かる先生というのもの

ほとんどいらないと思います。今年の 12 月 4 日に高次脳機能障害とはという講演会を実施する予定にもなっておりますが、そういう啓発も広島市の方でもどんどん進めて頂いて教育関係者及び療育センターの方々にも是非勉強して頂けたらと思っております。

(間野会長)

高次脳機能障害の話は今回新たに入ったので、なんかその辺のことを考えないといけないかなというのは私も思うんですがいかがですか。

(精神保健福祉課長)

高次脳機能障害については月に 1 回相談事業等行っております。今おっしゃったような問題意識は確かにあると思いますので、今後の課題として勉強させていただきます。

(間野会長)

是非前向きに検討して頂きたいと思います。はい船津委員。

(船津委員)

58 ページの取組状況等の⑦の障害の程度によらない保育士の加配ということなんですけど、私は市の保育の加配の委員長を勤めているんですが、いつも悩むのは最近保育の加配を付けてほしいという家族がもの凄く増えていることです。このままいくと本当に予算もパンクしてしまうんじゃないかという状況です。今のところは危害を与えているとか手帳を持っているという所でラインを引いているんですけど、そこが崩れるとももの凄く数になっていくと思うんですね。充実に努めていっていいのかというのがありますので、ご思索して頂きたいと思います。

(西川委員)

関連ですが、現行計画では障害児加配保育士を増やすと書いているんだけど、現実には減ってますよね。

(保育園運営指導担当課長)

57 ページの障害児加配保育士の加配の要件としましては先ほど船津先生が言って下さったように、療育手帳を持っている、それから身体障害者手帳を持っている子どもさんについて 4 時間なり、障害によっては 8 時間ということで加配が付いてます。その他に手帳を持っていないけど、担任だけの支援では十分でない子どもさんについては、障害児専門指導委員会という審議会にかけて審議して付くことになっています。加配保育士が平成 19 年度が多いのは、発達障害者支援法が 17 年度に出来て、19 年度から保育園の発達支援コーディネーターとか基礎研修などをやって、こういう子どもについては加配を付けて支援していかないといけないということで、急に増えたものだと思います。それからコーディネーターは少しづつ 3 年で養成して各園に配置ということになってまして、それが少しづつ機能してきて、加配を付けなくても園の中の支援体制でうまく支援していくというケースも沢山出て来たことで、また減ってきているのではないかなというふうに思います。加配については指導委員会でもいつも課題になっているんですが、まず保育士が専門性を高めて支援し、また一方では体勢を園の中で作っていくというところを充実させていきたいと考えています。園の中で本当に困

っているケースがあったら、障害児専門指導委員会にかけてもらって、そこで十分な審議をして加配を付けた方が有効なケースの場合は付けていく方向で考えていったらいいんじゃないかなというふうに考えております。

(間野会長)

今おっしゃったことをうまくたたき台の中に入れて頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

(榊委員)

進め方の問題なんですけど、私も今の質問を事前に出したんですが、それはどういう扱いなのか。今までは全体までの協議会は委員からの質問とかがあったら、その次の協議会に印刷して出して頂いて、市の説明も加えていたと思うんですけど。事前の質問がこの協議会には反映されないのかどうかと教えて頂きたい。

(間野会長)

反映されないということはあってはいけないのですが、他の委員の方からも出てきたということですね。事務局の方どういう扱いになっているんですか。

(障害福祉課長)

委員さんの意見を伺う協議会ですので、反映されないことはまずありません。ただ、まずたたき台を作るための全体のご議論が優先と考えていまして、それが終わった後に適切に対応したいと考えています。

(間野会長)

意見だったらいいんですけど、質問だったらやっぱりこの場ではその答えを出さないといけないんじゃないんですか。

(健康福祉局長)

おっしゃるとおりです。当然、協議会には時間に限りがありますから、そこで確認できない事項があれば、事前にいただいた意見については、この場で質問されたのと同じこととして返していかないとはいけないと思います。

(榊委員)

前年までの協議会ではそういう形で配布されてたんですね。時間を節約する意味でもそういうふうにしてほしいって市から言われたと思うのでそういうふうにしたのですから、次回からちゃんと対応して頂けるかと思います。

(障害福祉部長)

申し訳ございませんでした。次回からその様にさせていただきます。この会議で言い残されたことについてご意見を下さいということでご意見を頂いておりましたので、私共も次の素案の時に加えて、な

おかつ皆様方のご意見をお配りするように考えておりました。ただ、今おっしゃったように、今回の議題についても事前にご意見を頂いておりましたことは、大変申し訳ございません。

(田中委員)

今まではメモで出した意見についてもここで審議するのと同等の価値という形でやって頂いていたと思うのです。審議が中々片付かないので後程メールでも結構ですからと言われたので、前回の私が言い足りなかったともお伝えしましたし、今回は 2 点お伝えを致しました。今回はそういう形で配布がないということですので、1 個 1 個の項目でまた述べさせて頂きたいと思います。

(間野会長)

要するに今回検討する対象になる部分についての意見を出したけれど、皆さんの手元に配布されていないということですね。わかりました。それは口頭で後で回答を頂けるように。

(奥田委員)

じゃあもう一ついいですか。まとめて。実は私も前回についての意見を今回出席しますということと合わせて出しました。そのときに受け取りましという返事はありませんでしたが、その出した物に対して、それを踏まえて今後生かしていきますっていう一言の返しもありませんでした。私も出したものはどういう扱いになっているのかなというのはとても気になっていたもので、そういうことであれば例えばこれは返しますとか、これは次回の時に質問なのでプリントします、このご意見は次の時の事務局で作る時に参考にさせて頂きますとかというような返し方をメールならメール出した時に頂ければ安心です。だから出した意味がないなという感じが致しました。

(障害福祉部長)

大変申し訳ございません。先ほど申し上げましたように、今回 3 分割で審議を頂いておりますので、済んだ部分については今日とかではなく次回の素案の時に、こういったご意見を頂きましたということを示した上でご審議下さいというふうにさせて頂きます。繰り返しですけど、5, 6 の所につきましてご意見頂きましたものを今日出せなかったということはこちらの手落ちでございますので申し訳ございません。

(間野会長)

それと事務局と委員の間で違うと思うのは、事務局の方は構成や進め方がはっきりわかってらっしゃると思うんですが、我々の方は分かってない所があると思います。だから、できればでてきた意見はその都度返してもらおうと本当は一番いいことですね。

(健康福祉局長)

事務局の不手際で大変申し訳ありませんでした。対応としては、さっきあったように、事前に頂いた意見はプリントしてお配りすると。ただ意見をどう反映させるかについては素案を作る時に我々も練らないといけない所がありますから、すぐその場で判断するというのは非常に難しいこともあります。大変申し訳ないのですが、今回こういう形でここまで来ていますので、次回素案をやることになってますから、一辺整理したものを皆さんにお配りするという形で、その上でまた追加でご意見頂く

というような形にさせていただきたいと思います。取り扱いについては、次回の協議会の時に素案の中にどういうふうに入れていくかというようなところの議論をさせて頂ければと思います。

(榑委員)

私たちは親との接点が多いですけども、広島療育は本当に良かったという率直な気持ちとして聞いています。全障連大会というのがありまして、そこで50の分科会があって全国から報告があるんですけど、そこにも親達も多数参加して、その中で他のところはやっぱり思うように親の気持ちを反映してないというか、気付いてないというか、そういう意味からも広島療育センターに入って良かった、先生の出会えて良かったという言葉が非常に書き連ねてありますので、是非ともこの水準は何としても維持してもらいたいというような率直な思いです。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。ということで励ましの言葉を頂けたところで次にいきましょうか。

【IV〔施策の柱5(2)〕について】

資料のIV〔施策の柱2(2)〕(P59～P61)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(間野会長)

はい。59、60、61ページということで3ページ分ですね。これについてご意見頂きたい。金子委員どうぞ。

(金子委員)

今日お手元にサポート通信というものを配らして頂いたと思うんですが、それをご覧ください。本当にありがたいことで市立特別支援学校はぎゅうぎゅう詰めだったんですが、新たに出島に素晴らしい建物が出来上がり、明日が開所式を迎えるということになりました。特に今日の提案はここにあるようにサポートセンターを開催しますというのが次の1枚めくって頂いたところにあると思います。このサポートセンターというのは、特別支援学校の在籍者だけではなくて広島市の在住の他の小中学校の子ども達の保護者、本人への支援というところも一緒に考えて下さる。それから学校関係者への支援、それから特別支援教育に関する研究・研修教育、教育相談会、研修会の開催、教材等の貸し出しとかとあります。巡回相談というと、校長先生がお願いしないと来てもらえないというのがありまして、サポートセンターだったら親がしっかり話も聞けるし、先生方もお話もできるしお答えもできるということで非常に期待をしております。これだけいいものができるので、是非、60ページの主な事業・取組に新規という形でも市立特別支援学校のサポートセンターの開催を盛り込んで頂いてしっかり皆さんに周知して頂くということが大切だと思いました。それからあと確認なんですけど、これは市立特別支援学校は旧市内が範囲内ですが、このサポートセンターというのは広島市全域と考えてよろしいのでしょうか。

(特別支援教育課長)

金子委員のご紹介にあったとおりで9月3日から子ども達が出島の新しい学校に通っております。

この施設自体は日本一の施設ということで、障害のある子にとってやさしい施設になっておりますし、子ども達だけではなくて保護者の方、地域の方にもご利用して頂けるような体育館であるとかプールであるとか、そういったところについても是非是非色々な場面で利用して頂きたいなと思っております。金子委員の方からも紹介がありましたサポートセンターというのは、センター的役割という形で、地域の中の特別支援教育の中心として担う役割という方向性を示しております、特別支援学校が持っている専門性であるとか、設備、また色々なノウハウを障害のある全員の子ども達に反映していくべきであるという考え方のもとで、新しい学校でセンター的な役割が担えないかということでこういうサポートセンターを設けております。このサポートセンターはここにも書いてございますが、広島市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍している障害のある幼児、児童、生徒や保護者の方を就学区域にとらわれず市立の学校を対象としています。全体を担うということで県の教育委員会とも確認済みでございます。是非広島市民皆さんにご利用頂ければと思っております。ここに教育相談支援の紹介という所がありますが、ここで写真にあります堀川淳子先生ですが、この先生は今まで通級指導教室の担当者として情緒障害、通級指導教室の担当者としてずっと実績がありまして、いろんな場面で活躍されておられる先生が今回転勤によって特別支援学校に来られ、その先生を中心に特別支援学校の先生方が色々な相談に応じていくという形になると思います。まだ開設されたばかりですのでこれからになると思いますが、是非色々な場面で活用して頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。ただこれは学校のサポートセンターということになりますので、少し市の行政からは離れるというわけで、連携は取っていくのですが、あくまでも特別支援学校の1つのセンター的役割という理解をしておいて頂ければと思っております。管理監督は学校長ということになります。当然教育委員会と連携を取っていきますが、その辺の所はご理解頂ければと思っております。

(船津委員)

2件確認させて頂きたいんですけども、幼稚園ということだと、いわゆる厚労省管轄の保育所、保育園は当てはまらないということですね。もう1つはこの特別支援学校は知的障害対応ということでございますので、いわゆる身体とかその他の障害は当てはまらないということになりますか。

(特別支援教育課長)

一応公立の幼稚園ということで考えさせて頂いております。それと障害児につきましては知的、当然特別支援学校に肢体不自由の子どもさんもいらっしゃいますし、今発達障害の子ども達も増えておりますので、その辺の部分のカバーしているという形にはなると思います。

(船津委員)

教育促進の場合は身体の方は原則他の広島とかになるんじゃないんでしょうか。

(特別支援教育課長)

そうですね。基本的には知的と肢体不自由を併せ持つという子どもさんもいらっしゃいますので、そういう特異な事例ですね。そういうことになっています。

(間野会長)

このサポートセンターというのはすごいいいなと思いますので、何らかの格好で計画の中にサポートセンターという名前が入って欲しいなという気がします、よろしくお願いします。ほか、いなかでしょうか。はいどうぞ。

(田中委員)

自立に向けた教育の充実の所で、特別支援学校というのは高等部までなんです、高等部をそのまま専攻科にしていくという考え方もありますが、実は現状では大学や専門学校に知的障害、身体障害、発達障害の方たちがどんどん入ってきております。それは大変良い事で、今まで大学などが結構門戸を閉じていたのが、少子化のおかげで色んな方に逆に門戸を広げていっているということです。今年から広島女学院大学なんかでは発達障害の学生さんをとるということで、そういうセンターを作って独自で障害のある方、視覚障害の方なんかも受け入れてきております。高等教育を障害のある方にどんどん門戸を広げていって、そして自立して頂くということは大変重要なことなんです、今は 18 歳位で教育の所からの支援がぷつと切れちゃんですね。本当に大学生、専門学校の生徒にどんどん障害者が入るように、大学にアシスタントとかボランティアとかを養成してもらって何らかの支援がなんとか出来ないかなと、そういうサポーターとか支援者ですね、アテンダントサービスとかいうような言い方もしますが、アメリカではアテンダントサービスというような言い方を、学生達についていたりもしますが、そういう何らかの取組をして頂きたいなと思っております。それが 1 点です。それからもう 1 点は、私は広島市の教育委員会のスクールソーシャルワーカー運営協議会の委員もさせて頂いております、そこでいつも障害者絡みの課題が上がってきております。スクールソーシャルワーカーの方も一生懸命頑張っておられるんですが、やはりここの中でスクールソーシャルワーカーとの連携というものは是非入れて頂きたいのが 1 つです。教員の研修の充実とか、職員の専門性の向上とかというのが入っておりますが、高齢者でいうと地域包括支援センターですが、ソーシャルワーカーというのは相談援助の専門職ですので、障害者もソーシャルワーカー等の専門職を配置するというのをどこかで文言として入れて頂きたいなと思っております。広島市が療育センター、児童センターと児童相談所を一体どういうふうに住み分けをしておられるのか若干分らないですが、療育センターは事業団に移っているんですが、児童相談所も相談員さんなんかは専門職ではなく行政職でされて、どんどん転勤していくと。そういう所に新規の専門職とか社会福祉士とかという形で、こういう所に専門職を配置して頂きたいと思っております。

(間野会長)

最初のことから言うと、1 つは大学側がどんどん受け入れてもらわなきゃいけないということが 1 つあって、それとそれに対して支援策みたいことを市がやったらどうかと、そういうことでよろしいでしょうか。それから 2 番目の話はいわゆる行政区という部分でやるのではなく、専従職員というか、そこで専門職としてずっとそこにいるっていう、そういう形の方でやっていかないとなかなか難しい、そういう話ですね。

(特別支援教育課長)

スクールソーシャルワーカーにつきましては生徒指導課が担当しています。障害のある子ども達、家庭の支援が大変重要になってきている状況もありますので、特別支援教育課と生徒指導課が連携を取って、この部分についても活用を図っていかねばならないというような状況だと思います。ご

意見ありがとうございました。

(障害福祉部長)

一番目の大学の話で、当然委員ご承知のことだと思うんですけど、広島大学さんなどが障害学生にも講義をやって、その体制を整えるランキングがありまして 1 位ということで大変頑張っているということもございます。独立行政法人の日本学生支援機構の方がそういった大学に対して支援体制ですとか支援方法だとか連携方法など分かりやすく出しておりまして、それを見ますと補助制度もございまして、国立大学の方はそちらから補助が来ているということもございます。女学院の話に戻りますが、やはり文科省の方から視覚障害者の受け入れの助成を 3 人位で受けられて、大変頑張っているという状況をこちらの方で承知いたしております。そういう意味で市として何が出来るかというのはすぐには考えにくいんですけど、1 つ考えられるのは大学の方が色々頑張ってもらっているということを、進路指導などを通じて障害者の方々に、障害児をお持ちの保護者の方にもお知らせするといったことはやれるんじゃないかなと思っております。

(船津委員)

確認ですけど、特別支援学校では、学校によって高等部を卒業しても高校資格、卒業資格が取れる所と取れない所がありましてね。例えば、広島養護は 3 つの教育課程を持っていて、その中で 1 つは知的障害の所ですよ。厳密に言ったら高等部を卒業してもいわゆる大学受験の資格である高等学校卒業資格がないはずなんですけど、その辺は確認ですけどどうですか。

(特別支援教育課長)

船津委員がおっしゃった通りです。だから高等部を卒業した子ども達の進路は基本的には企業で就労とか作業所等ですね。

(船津委員)

その辺は一応確認した上で今言ったんで。ただ大学というのは夢に繋がっていくかはわからない。

(こども・家庭支援課長)

児童相談所への専門職の配置というご意見については、私共の方に日頃寄せられていますのは、児童虐待対応の面で専門的な職員の配置が必要ではないかというご意見です。障害児の支援についても専門職の配置が必要であるということとはご意見として受け止めさせて頂きたいと思っております。

(榊委員)

市立支援学校が出来て新しいということで、先生方も子ども達も親も喜んでいらっしゃると思います。質問ではないので結論からお願い言いますと教育委員会におかれては、すぐ第 2 の市立養護学校の建設に向けて動いて欲しいです。市の教育委員会は障害児学校、いわゆる支援学校においてマンモス校というのは一体どういう状態をマンモス校と指すのか。そしてそのマンモス校というのは、はたして障害児教育においていいのか、どうなのかということについて是非とも考えて欲しいと思います。市立支援学校に希望者が多いからこんなにどんどんどんどん増えているわけで、400 人は目前だと思います。市立の特別支援学校を建設することを真剣に考えて頂きたい。今までの親たちの声も含めて

の要望です。

(健康福祉局長)

一部誤解があるところがあるではないかと思ひまして、特別支援学校というのは法的には県が設置するものです。広島特別支援学校は過去の色んないきさつから県指導の上でやってますから、市域にいいのができたから行きたいということではなくて、広島県の教育委員会と広島市の教育委員会においてエリアの住み分けをしてやりましょうということになっています。確かに 400 人目前というような、特に高等部が非常に多いですね。おそらく小中レベルではむしろ一般の学校の特別支援の方、一般の中でやっていくというのを選択する。ですから広島市が考えているのは、選択肢をきちんと用意することと、特に高等部は働くという次のテーマが非常に大事になってくる、そこは受皿とすればきちっとしていこうということにしています。ですから先ほど申し上げたことから言うと、確かに今かなりパンパンに近いという認識はしておりますけども、もう 1 つ作るというのはこれは役割分担のうえからは難しい。一応今の守備範囲の中でいうと最大値を見積もった上で今の校舎の設計をしております。で、教室も可動式で大きさを変更できるような形で将来の生徒像にも対応する構造にしておりますので、そういう中で多様な選択肢を示して受け入れていくという形でやっていこうと思っているというのが教育委員会の考えではないかと思ひます。ご意見としてはよく分るんですが、これだけマンモスになるとかなり大変だというのは間違いありませんし、もうどんどん増えるといいながらも一応そこは見越して設計なり態勢なりを考えておるとというのが実情だと思います。

(榊委員)

特別支援学校が県教委の管轄であるということは、制度上はそうかも知れませんが。しかし県立の特別支援学校のスクールバスがどんどん路線を切ってくる。そのために親は子どもを連れてその町までいかなければならない。それに対して、市立特別支援学校はそういうことはなかったですね。県立特別支援学校のスクールバスの中で座位保持をしなければならない子ども達は、その分に対しては親が負担がある。しかし市のスクールバスにおいては備品として出してくれる。県の特別支援学校は一時期は誰も行かないような時代もあったわけですし、そういう中で市立養護学校に急速に流れてきたんだという、それは市教委の努力、関係の先生のご尽力もあったと思います。しかし親たちはあちらよりもこちらってような希望があるということを是非ともわかっていただきたい。制度上は県教委です、それはみんな分かっていると思うんですけど、実際整備の面、親の負担の面、そういうことも含めて、相対的比較の問題かもしれませんが、今まで評価されてきたから残ってきた。これをさらにどんどん広げていって頂ければいいなと。名古屋市なんかでも、政令指定都市でも複数校持っていますし、政令指定都市で複数個持ってる方が多分私の調べでは多いと思います。広島市の 1 個だけというのが珍しいじゃないかなという記憶があります。

(特別支援教育課長)

県と市と協議する場も沢山ありますので、その色々なご意見につきましてまた県の方にお伝えして、連携して取組んでいきたいと思ひます。ありがとうございました。

【IV〔施策の柱6〕について】

資料のⅣ〔施策の柱 6〕（P62～P69）を事務局（障害福祉課長）から説明した。

（間野会長）

では、就労支援の充実と雇用の拡大ということ、これもたくさんありますけど、一括して意見交換したいと思います。いかがでしょうか。

（和田委員）

障害者の雇用件数が 23 年度に過去最高を記録しておりまして、3 年間連続で過去最高を記録しているということで、この場をかりまして、関係者の方々、広島市の方々のおかげということで、お礼を申し上げたいと思っております。それで、障害者の雇用が拡大したというのは 62 ページの方にジョブ・ライフ・サポーターの活動が大きく伸びているということも背景に実はございまして、そういう観点から私の方からは 2 点ほどお願いと質問をさせて頂きたいと思います。まず、1 点目は 63 ページの方向性の上から二つ目のジョブ・ライフサポーターから始まる取組内容、特に職場とのマッチングに関する部分は、実はハローワークと非常に密接な関係をとらせて頂いております。我々にとっても非常に大切なパートナーということで、そういう関連でいきますと、我々と、広島市さん、もしくは就労支援事業の受託団体手をつなぐ育成会さんとの連携の基本のきというようなところでございます。こういう関連の中で実は、ハローワークとの連携というのが出来てないということで、冒頭にハローワークとの連携という文言を入れて頂いてマッチングも含めてハローワークが主体的に関与するという事で上手くまとまり感が出るのではないかなというふうに考えております。実はマッチングというのはハローワーク固有の業務です。ジョブ・ライフ・サポーターとの連携・情報を頂いて最終的にハローワークとマッチングをするという流れでございますよね。このままいきますと、ジョブ・ライフサポーターがマッチングしますよという、職業紹介事業の関係で、違法行為ということになりかねないので、ハローワークの連携というのをまず入れていただければ、すんなりおさまるのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。同様に 64 ページも全く同じようにマッチングということは出てくるので、右側の方向性の欄の上から 1 つ目の項目、職場開拓、職場とのマッチングの促進、そういう冒頭にハローワーク等の連携、上手く組み入れて頂いて文章としてまとめて頂ければいいかなというふうに考えております。ですから、場合によっては全部下側に障害者の雇用支援について専門性のあるハローワークとの連携という言葉がございますけれども、その項目とミックスアップして頂ければ下のハローワークと連携で就労支援という項目は無くてもいいかなというふうには考えておりますが、それは市役所さんの方でまたご検討いただければなとこのように思います。2 点目です。資料の 63、64、67 ページ、主な事業・取組の欄で、意見交換をする場を設けたいという検討という事でございます。あり方についての検討とあと 66、69 ページ、また同じような欄、主な事業・取組の中の新規事業に仕事の開拓・促進に向けた検討と。検討、検討というのが 2 回あるわけでございます。新規事業として打ち出しをされているわけでございますけれども、これは別々に会議方式、関係機関を招集しての会議方式でやられるんだろうと推測するわけでございますが、それは別々に会議を一本ずつ計画をされると、ということなんでしょうか。

（間野会長）

最初の方はたぶん問題なくそのあたりをきちっと取り入れた形で案を作って頂くという、いわゆる役割分担をちゃんと明確にした上で、計画を作らないといけないという事だと思います。事務局の方

いかがでしょうか。

(障害福祉課長)

一点目については了解いたしました。見直ししたいと思います。二点目につきましては施策展開に対してどのようなことを具体的にやっていくかということで、具体的な中身を出来るだけ分かるように書いています。実際の検討の仕方については、個別具体的にするというやり方も当然あるんでしょうけれども、関連するものについては、まとまったところでやるという方式でいいかと思いますのでそのやり方についてまた検討して関係機関とも相談したいと考えているところでございます。

(間野会長)

僕もちょっとこの二つはどう違うのかなと思ったんですが、事務局の方ではどのように区別をしているのでしょうか。障害者が雇用拡大に向けた関係機関の連携のあり方についての検討というのとそれから今度こっちは機関も全部書いてあるんですけども、広島労働局、ハローワーク、広島県、関係機関等との連携による障害に応じた仕事の開拓・拡大の促進に向けた検討(特例子会社の活用等の開拓)この二つの区別というのは意図としてはどの辺にあるのでしょうか。

(障害福祉課長)

関係機関の連携やそのあり方につきましては、各機関でいろいろ機関の目的がございますので、そこを明確にしてどういうふうに有機的につながっていくのかということでございます。一方で、最後に特例子会社の活用とありますが、実はこれは関係機関と連携のもうちょっと具体的な形という事ですけども、例えば東京の方とかでも特例子会社という事で新しい会社を作って、障害者の仕事を作って働いて頂くという事をやっています。それで、実際にやるときにおきまして、障害者の働き方、働く内容をどういうものがあるかということを知恵を出してやっていけたらなとこういうようなことでございます。まとめますと、最初の関係機関の連携のあり方が各機関の設置目的とそれを有機的にどうつながっていくかということでございます。で、後半で説明させて頂きましたのがこれらの方々が一緒に集まって障害者にとってどういう仕事を作り出したらいいのか、どういうふうな基準の仕事の切り出したらいいのかということを検討して参りたいという意図です。

(和田委員)

主旨は非常によく分かってハローワークとしても積極的に協力をしたいと思っておりますが、実は私が認識しているだけで、例えば県とか広島労働局主催とかハローワーク主催のものがあります。同じような構成メンバー、主旨だけでもここの協議会ともう 1 個、自立支援協会にも委員として出ております。そういう中で会議招集方式でやるというのは、情報収集であれば、アンケートかなんかで各機関のすみわけというのを、色わけというのを収集して冊子かなんかで配布するといろいろなやり方もあるでしょう。そういう中で主催者は異なるものの複数あることを私自身承知をしておるわけでございます。そして、市の方も各協議会があるという事も踏まえまして新たに一本立ちあげていくというのもそれなりの行政効果も期待できると思うんですけども、やはり出て行く方もなかなか色々と同じような顔ぶれの中で同じような話をするというのは、効率化の観点からも現状の会議の場を活用する等の工夫も、今後においては是非ご検討いただければと非常にありがたいかなというふうに思う次第でございます。内容についてはこれからつめていかれると思いますが、当然合理性があれば我々も

喜んで出させて頂くというのもやぶさかではございませんが、出来るだけ負担を少なくして頂ければいいのかなというふうに考えておりますのでまた今後ご検討頂ければありがたいかなという事で、これは私の意見という事で聞いて頂ければと思いますのでよろしくお願いします。

(間野会長)

はい。ありがとうございました。ここではあり方についての検討、検討会だったらどうかたちで検討するかということは書いておりませんので、そのへんを具体化する折には是非、和田委員の意見を参考にして頂きたいと思います。

(落合委員)

67 ページの②の就職件数の事なんですけど、今和田委員の方から就職件数が今までで最大という表現があったりするのに、一方で解雇件数も最大という、そういうマスコミの情報もあるんですけども、どういうふうに解釈したらいいのか。つまり就職件数を上げるというと実際にどれくらい現場に障害のある方々が定着してるのかということになると、解雇率というのがどうなってるのかということ。解雇率についてのデータがもしあれば教えて下さい。

(和田委員)

何か私が事務局のように答えていいのかどうか分かりませんが、確かに過去 3 年間で就職件数が一番伸びたという一つの要因が精神障害者の方の登録というのがあります。知的、身体の方については横倍、その他発達障害の方についても徐々に伸びていると、いうことでほとんどが精神障害の方の増加ということです。3 年前に比べて約 1.8 倍になってます。全体でも 1.3 倍になってます。それと大きな要因が 22 年の 7 月に障害者雇用促進法が改正になりまして、法定雇用率の算定基礎に短時間就労者も入れるようになったということで、スーパーとか、短時間の方も多く雇う企業さんが、今まで達成だったのが、新法によると一気に未達成になるということで非常に採用意欲が高まってきたというようなことが追い風になりまして、そして皆さん方の後押しなどがあいまって非常にいい結果が出てきたというのが現状ではあります。実はリーマンショックで多くの方が雇い止めになり、障害者の方も沢山、望まない結果になってきたわけですが、その後、障害者雇用促進法の改正等がございまして、一気に次の働き口で短期間で誘導が出来たということで。今でも、そういう意味では非常に景気が不安定なんで就職したけど回転ドアでまた戻ってくるというような方もいらっしゃるんですけども、採用意欲が非常に高いということで高止まりをしています。この前もハローワークの方に全国展開のマクドナルドと本部の方が来られて、今から障害者の方も多く雇いたいんだと言うようなこともありました。何度も何色々な企業さんからお話を頂いてます。非常に今、採用意欲が高いので解雇の残念な結果はございますけども、再チャレンジが可能になってございます。悩む前にまずハローワークに来て頂いて、そこで先ほどのジョブライフサポーターさんとか中ぼつセンターさんと連携をしながら生活支援と就労支援これを一気にミックスアップして、就職に結び付けていくそれだけの受け皿が今は結構そろってきているのだということをまずは理解をして頂きたい。9 月の 27 日に障害者の合同面接会もございます。いつもたくさんの企業の方が参加希望をされるんですけどキャパの関係で 100 社が限度ということで非常に申し訳なくは思っています。これも広島市さんとの共催という事ですね。解雇になったとしても後のセーフティネットは今の状況であればなんとかネットの中でトランポリンでまた就労の方に送り返すというような形でできるんじゃないかなと思って

います。

（金子委員）

雇用率が上がっていくのはありがたいのですが、やっぱり定着支援の方が大切だろうと思っております。そこで質問なんです、ジョブライフサポーター、ジョブコーチというふうにどんどん支援も高まっているんですが、定着するためにはやはり企業側の努力もほしいと思っています。私は職場の障害を持つ人のラインの班長さんみたいな方がジョブライフサポーターを受けて頂けないか、それに向けて市の補助とかできないのかなと考えておりますがそれについてはいかがでしょうか。それからあともう1点。ハート購入法が今回成立しまして平成25年4月から施行されるということで障害者の就労施設などで作ってる物品を調達を推進するいい法律が出来たんですが、65ページの④番の表なんです、下から2番目の「政策目的随意契約」の活用による製品購入の推進というところですね、23年度は下がってるんですよ。これがどうしてこういうふうに下がって来てるのかということとを1点伺いたいのと、それに対するどういうふうな配慮というか、政策として考えられるのかなという所がもしありましたら、是非教えて頂きたいと思います。

（間野委員）

はい。1つ目は要するに就職した先の企業の方がジョブライフサポーターになってもらうような仕組みが出来ないかと、そのためにはそういう人にそれなりの研修だとか、能力を持ってもらわないといけないからそのあたりに何か出来ないかとそういうことでよろしいですか。

（障害自立支援課長）

企業内でのジョブコーチの養成ということですが、昨年度23年11月に大阪の方からジョブコーチの養成機関を誘致してまいりまして広島でジョブコーチ養成研修を開催を致しました。その際には、地域の企業・事業所の方には、広島市の方から受講費用を助成をして参加頂くというような取り組みを昨年度いたしております。で、引き続きジョブコーチ養成研修をしていくという方向を今のところまだ、打ち出せてはないのですが企業内のジョブコーチの養成というのは支援事業の一環ですが重要だと考えております。昨年度はジョブコーチ養成研修を受けられて資格を取られた方、これに対して、受講後1年たったという所で活動状況等の調査をしたいと思っています。で、この調査を行いまして成果を検証して今後のジョブコーチ養成をどうしていくかということについては引き続き検討していきたいと考えております。ジョブコーチ養成研修については以上でございます。

（障害福祉部長）

ジョブライフサポーターという言葉とかジョブコーチという言葉で言われてたかと思うんですけど、ジョブコーチというのは国家資格ではございませんけども6日間の研修を修了し、修了証を取得した方です。配置型のジョブコーチは光町にあります障害者センターの方に7名ほどおられまして、その方がハローワークとの連携で支援に入られていますけども、私共が設置しておりますジョブライフサポーターが4名おりますけども、ジョブライフサポーターというのは就労面と生活面一体に支援を行っていくというもので、先ほど和田委員の方からもお話しいただきましたが、ハローワークさんともいろいろ協力させて頂きながら、企業開拓とか実習、定着支援をやっているものでございます。もう一つ、広島県がジョブサポーターの養成という制度を持ってまして、今、金子委員さんが言

ってらっしゃったのはこのことだと思います。今年あたりはジョブサポートリーダーという、これは企業の中の方が 2 日間ほど研修を受けられて、職場で障害者の人をサポートしていこうという取り組み、そういったことをやっております。言葉がいろいろでてきたんですが、先ほど課長が申し上げましたのは、企業の中にいるジョブコーチの研修をする NPO さんに来て頂きまして広島市で研修をしたということを先ほど多少ご説明したわけですが、そういうことで、いずれにしてもいろんな制度がありますけれども、障害者の方の就労のためにできることについては今後とも考えていきたいと思っております。

(障害自立支援課長)

調達の関係でございますが、資料 65 ページの左側の表のところで製品購入の推進というところで数値にでこぼこがあつて、21 年度が突出して多いというのがデータに出ております。これは取組の方の濃淡があつたという事で、実際のところは 21 年度は個別に庁内を回って、その年のイベント等を記念品なんかを是非購入してくださいというのを重点的にお願いした年があつて、その年の数字が飛びぬけて大きいということになっています。これは大会の記念品なんです、県の大会で記念品があつて、結構大口の購入がある。そういう事でこの年が突出してるということでございます。私共の方も、また取組の中でも出て来るんですけども、今回法律の整備がございまして、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律というのがこの 6 月 20 日に成立を致しております、来年の 4 月から施行ということで、この法の中で障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることになっていまして、障害者就労施設等が供給する物品に対する需要の増進を図り、もって障害者の自立の促進に資するというのが法律の目的でありまして、国であるとか独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人に対してそれぞれまた義務が課されています。地方公共団体について申し上げますと、就労支援施設等からの受注の機会の増大を図ることに措置を講ずるように努める責務があると法では定まっていまして、地方自治体に対しては調達方針策定公表、調達方針に即した調達の実施、調達後の実績の取りまとめ公表、これをするように責務として定められています。市としてもこの法律に対応しまして、物品調達が進むような取組、方針策定をしなければいけないというところがありますので、いろいろ取り組んでいきたいと考えております。

(榊委員)

関係機関との連携というところで、是非とも解雇率、就労継続率を何とか出してほしいです。就労支援というのは就労の継続支援です。1 ヶ月で首切られるんじゃないですか。「障害持ってるんだから雇ってもらっただけでありがたいと思え」、「障害持ってるんだから、出来ないんだからいいよ、来なくて」と言われるのは、10 年前や 5 年前はまかり通ってたかもしれないけど、少なくとも大きな違いが 1 点だけあるのは、障害者権利条約が国会でいずれは批准されるし、来年には差別禁止法が国会で成立する予定です。この中においての合理的配慮までやるとことはできないかもしれないけども、少なくとも「お前障害者だから首切るよ」と言うのは許されない状態に来てるから、行政もいろいろお金を出してジョブコーチとかそういう支援体制を組むわけです。企業の方がパーセンテージだけ上げるとことをやられても困るので、やっぱり是非とも関係機関においては、解雇された人が何人いるのかはデータとして出してもらいたい。その前提としてはやはり、場合によっては差別禁止法なり、障害者権利条約に抵触するような風潮を少しでもなくしていくというのが協議会に参加されてる皆さん方の気持ちでしょうし、私も例えばいろいろ聞いてはいるんですけども、なかなか解雇率とか

継続率と言うのはどこからも教えてもらえないので是非ともやって頂きたいなと思います。

(間野委員)

はい。ありがとうございました。企業が変わらなきゃいけないという、企業が変わってくための講座ということを考えないといけないのじゃないかなという事だと思います。

(後藤委員)

就労についてですが、難病患者が就労希望した場合は今のところ、国 50% 県 50% 出資した難病対策センターへ行き、「就労するにはこのような配慮が必要」と相談員に書いてもらった難病患者就労相談票を持参し、ハローワークに行くしかないと聞きます。そのハローワークに行くと、対応する専門相談員のなかには、難病や難病患者について殆ど理解されておられない方もおられるという声も当時者から聞きます。来る障害者総合支援法のなかに難病が含まれるということは、今後難病患者の就労支援も重要になってくると思われます。是非相談員の難病を含む障害への理解や専門性を高める努力をするといった文言をこの中に盛り込んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(西川委員)

就労の問題は非常に大事な問題で、それからさっき落合委員も言われてたけれども、確かに精神障害と言われる方の就労率はものすごくアップしたし、高くなったですね。だけど専門のカウンセラーによると、ほとんどの方が残念ながら 1 年で辞めちゃうということです。協議会委員を 2 期やらせて頂いて、職業安定所の委員さんがなかなか参加出来てなかったと思うんですが、一般就労ももちろん大事だし、同時に重い障害を持った方たちが働くという事など幅広い捉え方も含めた取組を考えていくという話もありましたんで、出来るだけ参加いただいて、広い意味で働くという事、生きがいの問題も含めて、是非知っておいていただきたい。私は落合さんが大学で実践されてるように今、色々な大学で、一緒に働くような制度が出来てきてるんですよ。だからそういうようなことはもっと例えば行政の中で、いろんなところで市もやっておられると思うけれども、そういう試験的なことも含めた取り組みというのが何かこういうところから出てきたら嬉しいなと思っております。是非こういう協議を広めていきたいなというふうに思ってます。よろしくお願いします。

(落合委員)

広島大学の中ではいわゆる障害者だけが働くという状態を作ってません。さらにこれは社会的企業にすごく似てる側面ですけども、退職者を調整役としてそのピラミッドの上に、それから指導員、その下に知的障害者の方々、そういう仕組みにしています。今現在やっているのは知的障害の方々に特別支援学級の生徒を指導してもらっています。そして今度は、障害者が障害者を指導する体制を作っていくって、最終的には障害のない指導員をなくそうという試みをやっています。段階的に長期的な方向でやっていかなければ継続的な雇用は出来ないのではないかな。包括的に考えないと継続雇用は難しいのではないかなと思っています。

(間野会長)

はい。包括的なシステムというかそういうものを考えないといけないという事だと思います。今日はこのぐらいで協議会としては終わりたいと思います。今日議題にあがった事、あるいは後で思いつ

いたような事があれば事務局の方にお伝えして頂きたいと思います。最後に事務局の方から事務連絡がございしますのでよろしくお願いします。

(精神保健福祉課長)

事務連絡の前に一点だけ、せっかくお手元にちらしを置いてございますので簡単に PR をさせて頂きたいと思います。ふれあいコンサートのちらしですけど、来月の 10 月 6 日の土曜日に 13 時 30 分から東区民文化センターのホールでふれあいコンサートがございします。こちらは広島市の精神保健福祉家族会連合会と広島市の主催という事で準備を進めております。広島市としても出来る限りの PR をしていこうと思っております。この主旨はコンサートを通して市民の皆様に癒しの場を与えるとともに、精神障害者やその家族の方々との交流を深めていただいてリラックスをするということと家族会の存在を広く知って頂いて家族や自分でお悩みの方がいらっしゃったら家族会に積極的に入って頂こうという主旨でコンサートを開催するものでございします。季節もいいですので出来る限り皆様にご参加いただけるように周囲の方に案内をよろしくお願いします。

(障害福祉課長)

次回の開催予定でございしますけれども、今回は第 4 回協議会を 11 月初旬に開催する予定でございします。後日正式にご案内致しますのでよろしくお願い致します。次に意見の提出でございしますけれども、本日、机上に追加で配布しています、右肩にお願いと書いてある、新たな障害者基本計画（素案）のたたき台作成に当たっての意見提出についてというものをご覧ください。これまで委員の皆様には 3 回にわたりましてご議論いただきまして、意見を頂いたのでございしますけど新たに素案を作成するにあたりましてさらに意見等、お気づきの意見等ございします場合には提出をお願いいたします。これらの意見等々を踏まえまして新たな障害者基本計画素案のたたき台を作成いたしまして、先ほどご案内申しました 11 月初旬開催予定の第 4 回協議会でお示したいと考えてございします。提出方法は署名のうえ FAX または電子メールで、障害福祉課へ提出をお願いいたします。なお取りまとめの都合上今月の 21 日金曜日までに頂ければありがたいと考えているところでございします。それではよろしくお願い致します。事務説明は以上でございします。よろしくお願い致します。

(間野会長)

はい。僕の方から事務局の方をお願いなんですけど、次回第 4 回はたたき台としてばさっと出て来るわけですね。全部、いっぺんに。

(障害福祉課長)

ええ。一応、全体を見せたいと考えてまして。

(間野会長)

したがって、多分、この場で説明をするというのは無理だと思う、ほとんど。ということは事前に委員の方々に読んで頂いた上でこの協議会に出て来て頂くということにしないと多分意見交換できないと思うんですね。ということは余裕を持った日にちに協議会のメンバーに資料を送って頂くことが非常に今回は重要だと思いますので、そのあたりをよろしくお願いしたいと思います。で、協議会委員の皆さんにおきましては 9 月 21 日という 11 月の初めにやるのに 9 月 21 日は早いじゃないかと

思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、集約した皆様のご意見を、たたき台を作るためにそこから必死になって事務局にやらなきゃいけないのでそれくらいの時間はみる必要があります。という事なので、是非この9月21日ということを守って頂いて、意見を寄せていただきたいと思います。ということでよろしくお願いします。ということで、本日の障害者施策推進協議会を閉会したいと思います。長時間ご協力ありがとうございました。ご苦勞様でした。